

阿蘇市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

平成27年1月

阿 蘇 市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の基本的視点	3
5 計画の基本理念	4
6 計画の基本目標	4
7 計画の策定体制	6

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口等の動向	7
2 就労環境	13
3 子育て支援サービス等の現状	16

第3章 計画の内容

1 教育・保育提供区域の設定	23
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	24
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	27
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供や その推進体制の確保	39
5 放課後児童対策の充実	41
6 産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保	43
7 健康で安全な妊娠・出産・子育てと 子どもの健やかな成長に向けた取り組み	44
8 子どもに関する専門的な知識及び技術を 要する支援に関する県が行う施策との連携	46
9 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み	48

第4章 計画実現のために

1 計画の推進体制	49
2 進捗状況の点検と評価・公表	49



第1章 計画の概要



1. 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、平成2年の「1.57ショック※」を契機に少子化の問題が大きく取り上げられるようになり、平成6年12月のエンゼルプランの策定を皮切りに、少子化の流れを変えるための施策が実施されてきました。また、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、それまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

本市においては、平成22年3月に、合併前の旧町村単位で策定されていた次世代育成支援行動計画の見直しを行い、平成22～26年度を計画期間とする「阿蘇市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、国の動向を踏まえつつ、計画的に子ども・子育て支援の取り組みを充実させてきました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に保育所においては待機児童問題が深刻化しています。

こうした中、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。平成27年度から、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』が本格施行され、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ることとされています。

また、10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法も平成37年3月末までの延長が決まり、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化が求められています。

このような流れを受け、本市においても、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が必要となります。

「阿蘇市次世代育成支援後期行動計画」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、同計画によるこれまでの取り組みとその成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「阿蘇市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

※「1.57ショック」

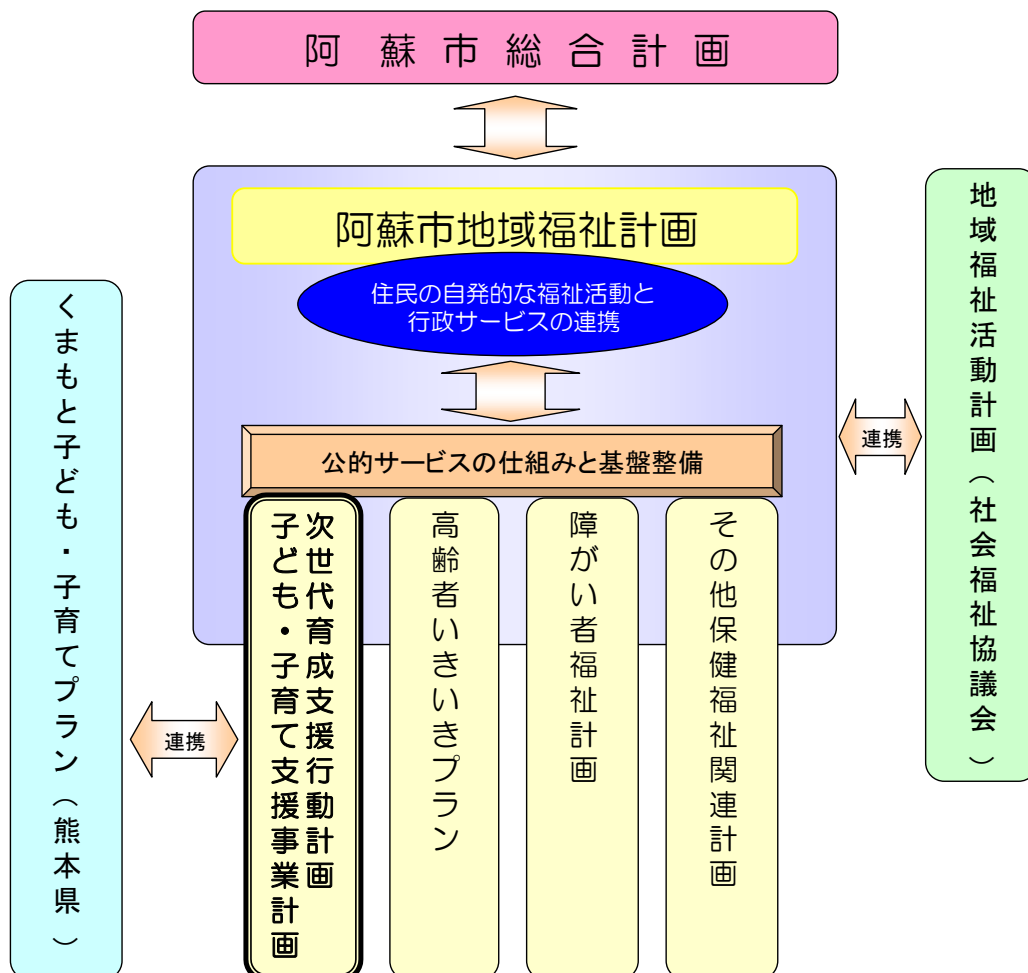
平成元年の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産む平均子ども数に相当するとされる）が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年の1.58を下回ったことが判明したときの衝撃。

2. 計画の性格と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画で、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」を内包する計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「阿蘇市次世代育成支援後期行動計画」の後継計画と位置付け、その施策の一部を継承し、一体的な計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「くまもと子ども・子育てプラン」や、市の上位計画である「阿蘇市総合計画」をはじめ、保健・医療・福祉・教育分野等の市の各種関連計画との整合性を図りました。



3. 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする5か年計画とします。

4. 計画の基本的視点

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の3点を計画の基本的視点とします。

(1) 子どもの健やかな育ちを守るという視点

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障する必要があります。また、子どもたち一人ひとりの個性が活かされ、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

(2) 子育てと子育てを通じた親としての成長を支えるという視点

子ども・子育て支援は、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえながら進められる必要があります。その上で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが重要です。

(3) 地域のみみんなで子どもと子育てを見守り支えるという視点

社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域及び社会が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが重要です。

5. 計画の基本理念

地域みんなで子育てを支え、 すべての子どもが健やかに育つまち

子どもは、次代を担う地域の宝です。この小さな宝は、地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましく頼もしい存在となります。今日の少子化の進展から、地域の明るい将来を築く大切な宝が失われることのないよう、子ども一人ひとりの権利を尊重し、幸せな生活を守りはぐくんでいくことは、市全体の大きな使命です。

「阿蘇市次世代育成支援後期行動計画」では、子育ての第一義的な責任が父母その他の保護者にあることを前提に、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子どもが、心身ともに健やかに生まれ育ち、自己実現できるまちをめざしてきました。

本計画では、その基本的な考え方を継承しつつ、上記3つの基本的視点を踏まえ、「地域みんなで子育てを支え、すべての子どもが健やかに育つまち」を基本理念とします。

6. 計画の基本目標

この計画では、上記基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げて施策の展開を図ります。

★基本目標1★

すべての子どもの健やかな育ちを守ります

子ども・子育て支援は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、乳幼児期からの健康の保持増進を図るとともに、市の責任において、子どもの個性に合った質の確保された教育・保育の提供体制を整備します。

また、子どもの健やかな育ちを守るためには、子どもの権利を擁護し、生命の尊厳・尊重を理解し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。安全・安心な活動場所と生活空間を確保し、犯罪や児童虐待等による子どもの人権侵害を予防するとともに、万一の場合にも早期に対応できる体制整備を図ります。

★基本目標2★

子育てを通じた親としての成長を支えます

核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能の低下や精神的負担が問題になるなか、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、相談支援体制を充実し、妊娠・出産期から子育ての知識や情報の提供を行うことで、家庭における子育て能力の向上を図ります。

また、親は子どもを育てるという経験を通して自らも様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと親がともに育つ機会でもあります。地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、子育てを通じた親としての成長を支え、子育てに喜びや生きがいを感じることを目指します。

さらに、子育て家庭と一言でいってもその環境はさまざまであり、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。関係機関等と連携し、児童虐待の予防に取り組むとともに、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

★基本目標3★

子育てと仕事が両立できる環境をつくります

男女を問わず子育て中の保護者が、仕事を続けながら子育てと向き合えるように、PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等、子どもの生活の場を有機的に連携させ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすい社会を目指します。

7. 計画の策定体制

(1) 阿蘇市子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「阿蘇市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

本会議は、次世代育成支援対策推進法第21条の規定に基づき設置した阿蘇市次世代育成支援対策地域協議会が発展的に移行した組織構成となっており、次世代育成支援後期行動計画の評価も含め、審議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、小学生以下の全児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました（調査結果の概要は資料編に掲載）。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	市内在住の小学生以下の全児童2,766人の保護者				
調査期間	平成25年10月31日（木）から平成25年11月11日（月）まで				
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園利用者及び小学生については、各幼稚園・保育園・小学校を通じて配布・回収。 ・その他の家庭保育の子どもについては、郵送による配布・回収。 				
配布数	2,766件	有効回収数	2,248件	有効回収率	81.3%

(3) 事業者ヒアリングの実施

市内の認可保育所・幼稚園を運営する事業者から施設運営にあたっての課題や新制度移行に対する考え等をうかがい、計画策定の参考とするため、ヒアリングを行いました。

(5) パブリックコメントの実施

平成27年1月15日から平成27年2月13日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを行いました。